

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：13 国名：ブラジル 担当：農村開発部

案件名：リオグランジドノルテ州小農支援を目指したバイオディーゼル燃料のための油糧作物の導入支援プロジェクト（チーフアドバイザー業務/小農支援）

1 今回契約予定のコンサルタント

チーフアドバイザー業務/小農支援 2号

2 契約予定期間：全体 2013年6月中旬から2014年7月下旬まで

業務予定期間（日数）	準備期間	派遣期間	国内作業	第2次派遣	整理期間	M/M
チーフアドバイザー業務/小農支援	5	190	2	150	5	11.93
（国内：0.60M/M、現地：11.33M/M）						

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

簡易プロポーザル：正1部写4部

見積書：正1部写1部

提出期限：5月15日(12時まで)

提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |

(2) 業務従事者の経験能力等

- | | |
|------------------------------|----|
| ア 担当事項：チーフアドバイザー業務/小農支援 | |
| （ア）類似業務の経験 | 28 |
| （イ）対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| （ウ）語学力 | 16 |
| （エ）その他 学位、資格等 | 12 |
| （オ）業務従事者によるプレゼンテーション | 16 |

（計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語またはポルトガル語（語学は認定書（写）を添付してください。）

対象国/地域：ブラジル/全途上国

類似業務：農業・農村開発に係る各種業務

6 条件

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

近年の環境対策機運の高まりや燃料価格の高騰により世界規模でバイオ燃料への需要が高まっている。バイオ燃料導入が比較的進んでいるブラジル国(以下「ブ」国)においては、2004年に「バイオディーゼル燃料製造・活用プログラム」を策定してバイオディーゼル燃料(以下「BDF」)の促進を図っている。また、2005年には、油糧作物の生産を通じた貧困削減の可能性に着目し、小規模家族農家(以下「小農」)が生産する油糧種子及び粗油の買い取り促進を目指した「社会燃料スタンプ制度」を策定し、小農にとって未耕作地の活用、栽培作物の多様化、安定的な現金収入源の確保などの成果が見込まれている。

リオグランジドノルテ州(以下「RN州」)西部は、カアチンガと呼ばれる半乾燥地帯に属している。年間平均降水量は800mm前後を記録しているものの、降水は雨季の3ヶ月間(2月～4月)に集中しているため、灌漑設備を持たない農家の作付け期間は同期間に限られている。

同地域は、かつては綿花の栽培により栄えていたが、国際価格の下落や害虫の被害等により綿花産業が衰退し、安定的な小農の現金獲得手段が失われてしまった。現在、灌漑設備を持つ一部の農家では、乾季に野菜等の換金作物を栽培して安定的な収入を得ているものの、灌漑設備を持たない小農は雨季に自給用のとうもろこしやフェジョン豆等の栽培に留り、現金収入が不足且つ不安定な状況にある。また、小農の多くは、ヤギや牛等の家畜を飼育し、乳や肉を自給用に充て、余剰品を販売しているが、乾季には飼料不足により家畜の生産性も下がるため、営農全体の改善を含む換金作物の導入が不可欠である。

これに対し、RN州政府は、小農の生計の向上及び安定化を目指して「バイオ燃料のための油糧作物生産へのインセンティブを通じたリオグランジドノルテ州西部地域社会包摂プログラム」を策定し、小農へ油糧作物の種子を配布するとともに、小農が生産した油糧種子や粗油の購入先の確保や最低買い取り価格の保証を行っている。しかし、適切な栽培技術指導、収穫後の搾油種子及び粗油の販路の確保等に課題を抱えており、小農の生計を向上させるには至っていないことから、小農を対象としたBDFの持続的な生産チェーンの構築を目指した技術協力プロジェクトが我が国

に要請された。

JICAは、本プロジェクトを、RN州農水産局、RN州農業普及公社及びRN州農牧研究公社をカウンターパート(C/P)機関とし、2009年5月から2013年4月までの4年間の協力を行ってきた。しかし、2012年11月に実施された終了時評価では、3年連続して発生した干ばつ、特に2012年の深刻な干ばつにより未完了な活動があることから、プロジェクトの成果達成及びプロジェクト目標達成のために、プロジェクト期間の2年間の延長が提言され、これに基づき2年間の協力期間延長が決定されたところである。

本専門家は、「業務調整/流通」専門家(2013年7月から2015年4月まで派遣予定)及び「営農」、「農民組織化」分野の現地技術者と連携し、プロジェクト全体の運営管理を行うとともに、終了時評価にて提言された 天水及び灌漑を利用したゴマ等による営農モデル案の実証、及びゴマ等の加工品の流通ルートの確定、 灌漑を利用したヒマワリ(BDF油糧作物)栽培の可能性の実証、及び社会燃料スタンプ制度の下でヒマワリの種子又は油の販売の試行、 点滴灌漑営農の導入に関する実証の活動などを通じた関係行政機関の小農支援能力の向上に係る助言・指導を行う。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、プロジェクト全体の運営管理を行うとともに、「業務調整/流通」専門家及び「営農」、「農民組織化」分野の現地技術者と協力して円滑に業務を行う。また、小農を対象とした持続的なBDFの生産チェーンを構築及び普及するための関係行政機関の企画及び実施能力の向上に係る指導・助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[チーフアドバイザー/小農支援]

(1) 国内準備期間(2013年6月中旬)

ア 本プロジェクトに係る関連資料を調査し、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。

イ 乾燥地における油糧作物栽培、BDF生産チェーンに関する必要な事前情報収集を行う。

ウ 全体に係る業務計画書案(和文、英文)を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2013年6月下旬～11月下旬)

ア 業務計画書(和文、英文)をJICAブラジル事務所及びRN州政府に説明し、内容の確認・修正を行い、合意を得る。

イ 「チーフアドバイザー」分野の専門家として以下の業務を行う。

(ア) チーフアドバイザーとしてプロジェクト運営管理全般を把握し、プロジェクトの活動が円滑に実施されるよう業務に従事する。

(イ) C/P機関及び他のプロジェクト専門家と協力し、プロジェクトの実施計画及び年間計画を取りまとめる。また、同計画の修正を行う必要性が生じた場合、C/P機関及びJICAブラジル事務所と協議を行い、計画の修正を行う。

(ウ) 他のプロジェクト専門家の派遣や活動内容を調整するとともに、その活動を支援し、成果の定着を図る。

(エ) 合同調整委員会への参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき、報告、協議及び確認を行う。

(オ) プロジェクト事業進捗報告書(和文、英文)を作成し、JICAブラジル事務所へ提出及び報告する。

(カ) 各種の広報活動を通じて、プロジェクトを広報する。

ウ 「小農支援」分野の専門家として以下の業務を行う。

(ア) C/Pとともに、天水及び灌漑を利用したゴマ等による営農モデル案の実証、及びゴマ等の加工品の流通ルートの確定のための取組を実施し、またC/Pに対し必要な指導・助言を行う。

(イ) C/Pとともに、灌漑を利用したヒマワリ(BDF油糧作物)栽培の可能性の実証、及び社会燃料スタンプ制度の下でヒマワリの種子又は油の販売を試行し、またC/Pに対し必要な指導・助言を行う。

(ウ) C/Pとともに、点滴灌漑営農の導入に関する取組を実証し、またC/Pに対し必要な指導・助言を行う。

(エ) C/Pによる小農を対象とした油糧作物を含む多角的営農モデルの確立に必要な指導・助言を行う。特に、プロジェクトでは、農業用水の確保が課題となっていることから、農業用水の確保に係る指導・助言を行う。

(オ) C/Pによる小農を中心とした農協による油糧作物加工品及びBDF生産チェーン普及のためのマニュアルの作成に必要な指導・助言を行う。

エ 現地業務結果報告書(和文、英文)を作成し、JICAブラジル事務所及びRN州政府へ提出及び報告する。

(3) 国内作業期間(2013年12月上旬、2014年1月上旬)

ア JICA農村開発部へ現地業務結果報告書(和文、英文)を提出し、報告する。

イ 業務計画書(和文、英文)を作成し、JICA農村開発部へ提出の上、説明を行う。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年1月中旬～7月上旬)

ア 業務計画書(和文、英文)をJICAブラジル事務所及びRN州政府に説明し、内容の確認・修正を行い、合意を得る。

イ 「チーフアドバイザー」分野の専門家として以下の業務を行う。

(ア) チーフアドバイザーとしてプロジェクト運営管理全般を把握し、プロジェクトの活動が円滑に実施されるよう業務に従事する。

(イ) C/P機関及び他のプロジェクト専門家と協力し、プロジェクトの実施計画及び年間計画を取りまとめる。また、同計画の修正を行う必要性が生じた場合、C/P機関及びJICAブラジル事務所と協議を行い、計画の修正を行う。

(ウ) 他のプロジェクト専門家の派遣や活動内容を調整するとともに、その活動を支援し、成果の定着を図る。

(エ) 合同調整委員会への参加等を通じ、プロジェクトの運営管理、技術移転の進捗状況、将来計画につき、報告、協議及び確認を行う。

(オ) プロジェクト事業進捗報告書(和文、英文)を作成し、JICAブラジル事務所へ提出及び報告する。

(カ) 各種の広報活動を通じて、プロジェクトを広報する。

ウ 「小農支援」分野の専門家として以下の業務を行う。

(ア) C/Pとともに、天水及び灌漑を利用したゴマ等による営農モデル案の実証、及びゴマ等の加工品の流通ルートの確定のための取組を実施し、またC/Pに対し必要な指導・助言を行う。

(イ) C/Pとともに、灌漑を利用したヒマワリ（BDF油糧作物）栽培の可能性の実証、及び社会燃料スタンプ制度の下でヒマワリの種子又は油の販売を試行し、またC/Pに対し必要な指導・助言を行う。

(ウ) C/Pとともに、点滴灌漑営農の導入に関する取組を実証し、またC/Pに対し必要な指導・助言を行う。

(エ) C/Pによる小農を対象とした油糧作物を含む多角的営農モデルの確立に必要な指導・助言を行う。特に、プロジェクトでは、農業用水の確保が課題となっていることから、農業用水の確保に係る指導・助言を行う。

(オ) C/Pによる小農を中心とした農協による油糧作物加工品及びBDF生産チェーン普及のためのマニュアルの作成に必要な指導・助言を行う。

(カ) C/P及び「業務調整/流通」専門家とともに、油糧作物及び油糧作物加工品の流通ルートの開拓に係る指導・助言を行う。

(キ) これまでの活動を基に、C/Pによる小農支援に係る戦略の見直しを支援する。

エ 現地業務結果報告書(和文、英文)を作成し、JICAブラジル事務所及びRN州政府へ提出及び報告する。

(5) 帰国後整理期間(2014年7月上旬～中旬)

JICA農村開発部へ現地業務結果報告書(和文、英文)、専門家業務完了報告書(和文)の提出、報告を行う。

9 成果品等

(1) 業務計画書(全体及び各派遣時)

英文3部 (RN州政府、JICA農村開発部、JICAブラジル事務所)

和文2部 (JICA農村開発部、JICAブラジル事務所)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣期間終了時)

英文3部 (RN州政府、JICA農村開発部、JICAブラジル事務所)

和文2部 (JICA農村開発部、JICAブラジル事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部 (JICA農村開発部、JICAブラジル事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、Windows版電子データも併せて提出する。

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAブラジル事務所に提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路：東京 ナタル(標準)

イ BDF関連業務に係る経験があることが望ましい。

ウ 必要に応じて現地にて通訳(英語 - ポルトガル語)を備上する。

(2) プロポーザル提案事項

ア 業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

イ 乾燥地におけるヒマワリやゴマ等の油糧作物栽培方法についてプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA農村開発部畑作地帯課(TEL:03-5226-8417)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成すること。

イ 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定です。

(ア) 実施時期：5月17日(金)(予定)(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(ウ) 実施方法：

a 一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分

b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

(エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。